

定 款

特定非営利活動法人 ふれあい福祉の会 山びこへるぷ

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ふれあい福祉の会 山びこへるぷ と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を徳島県鳴門市瀬戸町大島田字下畑 55 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、住み慣れた地域の中で赤ちゃんからお年寄りまですべての人が、その人らしく安心して暮らしていけるように「困ったときはお互いさま」の気持ちで、誰もが助け合うことのできる社会づくりを推進していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 子供の健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① 家事援助及び介助援助に係る事業
- ② 食事サービスに係る事業
- ③ 子供の学習・生活支援等に係る居場所作り事業
- ④ 介護保険法に基づく居宅サービスに係る事業
- ⑤ 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービスに係る事業
- ⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)
- ⑦ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ⑧ 前各号の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人の推進活動を行う個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員、賛助会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を

理事長に提出するものとする。

理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な、理由がない限り入会を、承諾しなければならない。

(会費)

第8条 正会員、賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員、賛助会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡、又は、賛助会員である団体が消滅した時
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(搬出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の搬出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 1. この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 2名

2. 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 1. 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者、若しくは3親等以内の親族が一人越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第 15 条 1. 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
また、理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
2. 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故ある時又は、理事長が欠けた時その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成しこの定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は、所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは、理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 16 条 1. 役員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。
2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、第 13 条 1 項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号のひとつ該当するに至ったときは、議会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 業務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(費用の支弁)

- 第 19 条 1. 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
2. 前項に関して必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(事務局員及び職員)

- 第 20 条 1. この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長、事務局次長

- 及び必要な職員を置く。
2. 事務局長及び事務局次長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
 3. 事務局長及び事務局次長は理事の中から選出することができる。
 4. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務
- (8) 会費に関する事項
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く第50条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条
1. 通常総会は、毎事業年度1回開催とする。
 2. 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
 - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から召集があるとき

(招集)

- 第25条
1. 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
 2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2項の規定による請求があったときには、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がされなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 1. 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、この定款に規定する者のほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 1. 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の正会員を代理として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者総数(書面表決者又は、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する事。)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
(5) 議事録署名人の選任に関する事項。
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 1. 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(招集)

第34条 1. 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 1. 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総会の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 1. 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

- 第 38 条 1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において専任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特別非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2.前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 1. 予備超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は、更正することができる。

(事業報告及び決算)

第48条 1. この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は、権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款変更に関する事項

(解散)

第 52 条 1. この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない

3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の決議を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、第 28 条 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告方法としては法人のホームページに掲載して行うものとする。

第 10 章 雑則 (1)

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	足原 英子
副理事長	濱川 繁子
理事	森本 豊子
監事	潮崎 幸子

監事 酒井 やよい

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画、及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金・・・5,000 円
 - (2) 年会費・・・1,000 円